

破産手続開始通知書

事件番号 令和7年(フ)第1900号(職権破産)
本店所在地 東京都渋谷区南平台町16番29号 グリーン南平台ビル2階

破産者 株式会社環境経営総合研究所
代表者代表取締役 松下 敬通

- 1 上記の者に対し、破産手続開始決定がされたので、次のとおり通知します。
- (1) 破産手続開始日時 令和7年3月26日午後5時
 - (2) 破産管財人 弁護士岩崎 晃 電話03-5428-3099
 - (3) 破産債権届出期間 令和7年4月30日まで
 - (4) 破産債権届出書及び交付要求書の提出先

東京都中央区八丁堀4丁目1番3号 宝町TATSUMIビル5階

岩崎・本山法律事務所

弁護士 岩崎 晃 気付

令和7年(フ)第1900号事件書類受領事務担当 行

- (5) 財産状況報告集会・債権調査期日の日時及び場所
令和7年7月29日午後3時30分 103債権者集会室
所在場所は「債権者集会のご案内」のとおりです。

財産状況報告集会において、破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する場合は、①破産手続廃止に関する意見聴取のための集会、②破産管財人の任務終了による計算報告集会も併せて実施します。

- (6) ① 破産者に対して債務を負担している者は、破産者に弁済してはならない。
② 破産者の財産を所持している者は、破産者にその財産を交付してはならない。

2 破産債権届出

- (1) 届け出る場合は、同封した届出書を使用し、1(4)の提出先に郵送してください(別紙「封筒表書見本」参照)。保証人への請求等のため、債権届出日の証明を必要とする方は、配達証明郵便等をご利用ください。
- (2) 破産債権届出書は、同封の届出書1通と証拠書類のコピー1部(原本不可)を合わせてホッチキスで左綴じにしてください。資格証明書は不要です。
- (3) 破産手続開始後に支払期日が到来する手形については、支払期日が破産手続開始後1年以内であれば額面額を届出債権としてください。証拠書類の手形は両面をコピーしてください。

3 破産手続の進行については破産管財人までお願いします。

東京地方裁判所民事第20部特定管財5係 裁判所書記官 加藤 いつみ

封筒表書見本

下記見本を切り取って封筒に貼り付けて郵送してください。
なお、見本のように封筒に記載する方法でも結構です。

切手を貼って
ください

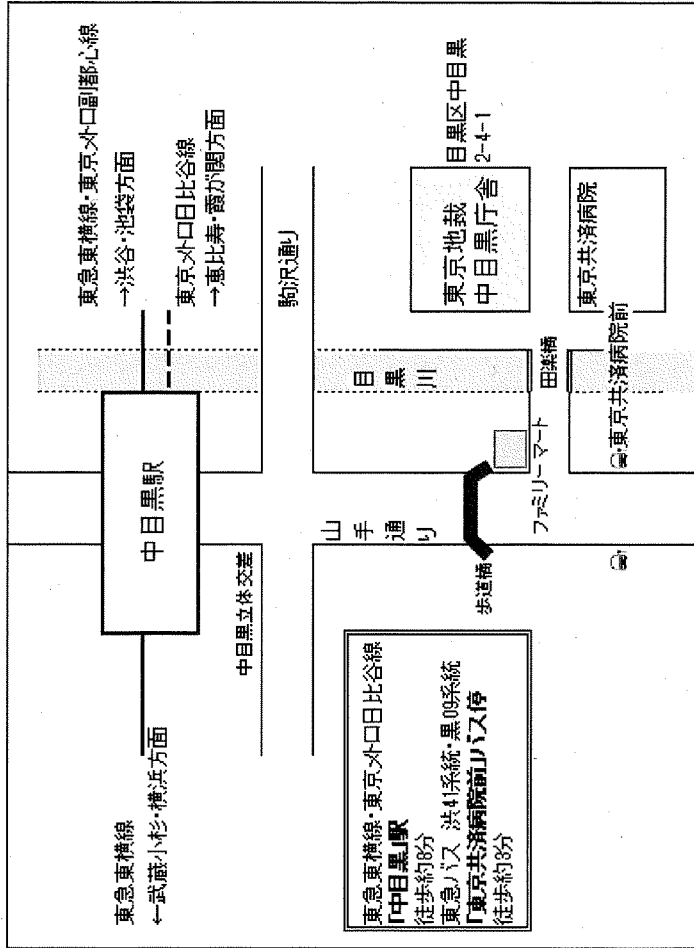
〒 104-0032
東京都中央区八丁堀 4丁目 1番 3号 宝町TATSU
MIビル5階
岩崎・本山法律事務所
弁護士 岩崎 晃 気付
令和7年（フ）第1900号事件書類受領事務担当
御中

差出人	
住所	
氏名	

令和7年（フ）第1900号 特定管財 5係

* 封筒の大きさは、A4サイズの債権届出書が封入しやすいものとしてください。

債権者集会のご案内



債権者集会は

東京地方裁判所 中目黒庁舎 1階

103 債権者集会室

で行います。

※集会期日の際には、複数の集会を同時に開催するため、混雑が予想されますので、出席される場合は、時間に余裕をもって
お越しください。